

# 看護小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

## 1. 当社が提供するサービスについての相談及び苦情受付窓口

電 話	0 4 7 - 3 0 9 - 2 3 8 2
苦情受付責任者	代表取締役 三木 京子 所長 小林 春代

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

当社以外に、各市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

松戸市介護保険課 給付班 電 話 0 4 7 - 3 6 6 - 7 0 6 7

## 2. 事業所の概要

### (1) 理念

私たちは、その人がその人らしく周囲の人と共に、生き生きと潤いのある生活を送る為のお手伝いをする事を喜びとします。

《明音色の思い》

- 1、利用者一人ひとりの笑顔を引き出し、毎日の充実感を得られる支援をする明音色にします。
- 2、家族との交流を密にし、思いを受け止められる明音色にします。
- 3、友人や社会との繋がりを大事にするため、出入りしやすい明音色にします。

### (2) 提供できるサービスの種類と地域

事 業 所 名	有限会社ヘルスケアサービス 明音色 「ゆいまーる八ヶ崎」
所 在 地	千葉県松戸市八ヶ崎 8-21-7
介護保険指定事業者番号 ・その他のサービス	・看護小規模多機能型居宅介護 ( 松戸市 1292494060 号 )
サービスを提供する地域	松戸市馬橋地区を中心

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (3) 同事業所の職員体制

当事業所では、ご利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者（看護師）	常勤職員	1名以上配置しています
介護支援専門員	常勤職員	1名以上配置しています
訪問介護担当	常勤換算	2名以上 配置しています
看護職員	〃	2名以上 配置しています
介護職員		利用者数に対し（3対1）で常勤換算6名以上配置しています

#### （4）同センターの設備概要

登録定員	29名	通い定員	18名
食堂兼デイケアルーム	1室	宿泊定員	9名
浴室	一般浴槽2 吊り下げ機能付	宿泊室	個室9室 9床 〈和室あり〉
トイレ	5箇所	洗面所	2箇所（4つ）
事務室兼相談室	1室	送迎車	4台
エレベーター	1基	避難用滑り台	1基

### 3. サービスの内容

#### （1）サービスの主な提供時間

看護サービス	・・・	0：00～24：00（17：30～8：30 オンコール）
通いサービス	・・・	9：00～16：00
宿泊サービス	・・・	16：00～9：00
訪問サービス	・・・	0：00～24：00

年中無休で提供しております。24時間連絡体制が整っております。

#### （2）通いサービス（1日の定員18名）の内容

##### I ①バイタルチェック

- ②身体介護（医療行為を含む）
- ③食事の提供
- ④入浴
- ⑤機能訓練
- ⑥送迎
- ⑦レク：その他、要介護者の状況に応じた娯楽等

##### II スケジュール

9：00	お迎え
9：30～12：00	健康状態チェック・体操・入浴・レクリエーション・医療行為
12：00～13：30	昼食・口腔ケア
13：30～16：00	レクリエーション・運動・おやつ・お茶 リハビリ等の機能訓練
16：00～	お帰りの準備・お送り

### (3) 訪問サービス

電話による相談をお受けいたします。又必要に応じてその方の居宅に伺い、看護師による医療行為を含め身体介護等を行います。

### (4) 宿泊サービス〈定員9名〉

短期間宿泊していただき、日中と同様の介護サービスを行います。

7：00～朝食                      18：00～夕食

### (5) ケアマネジメント

当事業所の介護支援専門員が担当して行います。

- ① 看護小規模多機能型居宅介護サービス以外の支給限度額内で利用できる他の介護保険サービス（居宅療養管理指導及び福祉用具貸与）を含めた「居宅サービス計画」を作成します。
- ② 看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「介護計画」を作成します。
- ③ 看護小規模多機能型居宅介護の介護サービス・訪問サービス・短期宿泊サービス予定の調整を行います。
- ④ 看護師による医療行為等のサービス調整
- ⑤ 法定代理受領の要件である看護小規模多機能型居宅介護利用に関する市町村への届け出の代行を行います。

## 4. 利用料金

### (1) 介護保険一部負担額

- ① 介護保険の給付の対象となるサービスについては、月額利用料金の7割・8割・9割が介護保険から給付されます。（契約書第6条参照）

#### 【基本料金】

介護区分	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (1ヶ月)	1割負担	13,131円	18,372円	25,827円	29,293円	33,135円
	2割負担	26,263円	36,745円	51,654円	58,586円	66,270円
	3割負担	39,394円	55,118円	77,482円	87,879円	99,406円

【加算について】

加算の種類	加 算 額			
	基本利用料	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
初期加算（1日につき）	316 円	32 円	64 円	95 円
認知症加算(Ⅲ)（1月につき）	8,018 円	801 円	1,603 円	2,405 円
認知症加算(Ⅳ)（1月につき）	4,853 円	485 円	970	1,455 円
退院時共同指導加算（1回につき）	6,330 円	633 円	1,266 円	1,899 円
緊急時訪問看護加算（1月につき）	6,055 円	606 円	1,211 円	1,817 円
緊急時対応加算（1月につき）	8,165 円	816 円	1,633 円	2,449 円
特別管理加算(Ⅰ)（1月につき）	5,275 円	528 円	1,055 円	1,583 円
特別管理加算(Ⅱ)（1月につき）	2,637 円	264 円	528 円	792 円
ターミナルケア加算（1月につき）	21,100 円	2,110 円	4,220 円	6,330 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ/ロ（1月につき）	イ 6,752 円 ロ 5,275 円	イ 676 円 ロ 528 円	イ 1,351 円 ロ 1,055 円	イ 2,026 円 ロ 1,583 円
訪問看護体制強化加算(Ⅰ)（1月につき）	31,650 円	3,165 円	6,330 円	9,495 円
訪問看護体制強化加算(Ⅱ)（1月につき）	26,375 円	2,638 円	5,275 円	7,913 円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円
訪問体制強化加算	10,550 円	1,055 円	2,110 円	3,165 円
若年性認知症加算	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円
栄養スクリーニング加算	52 円	6 円	11 円	16 円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) （1月につき）	介護報酬総単位数 ×74/1000	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

- \* 1 介護サービス利用開始より30日間分です。又30日以上入院等の後に介護サービスを再利用された場合も初期加算がかかります。
- \* 2 支給限度額管理の対象外です。
- \* 3 認知症加算は「主治医意見書」に基づき、個別の加算となります。
- \* 4 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された者で死亡日から死亡日前30日以下まで加算されます。
- ※ 自己負担の割合は「介護保険負担割合証」に記載された割合となります。
- ※ 支給限度額内で他の介護保険サービス（居宅療養管理指導及び福祉用具貸与）受けられます。

【短期利用居宅介護利用】

介護度	単位数	基本料金	利用者 負担金		
			1 割負担の場合	2 割負担の場合	3 割負担の場合
要介護1	571	6024 円	602 円	1204 円	1807 円
要介護2	638	6730 円	673 円	1346 円	2019 円
要介護3	706	7448 円	744 円	1489 円	2234 円
要介護4	773	8155 円	815 円	1631 円	2446 円
要介護5	839	8851 円	885 円	1770 円	2655 円

- \*1日ごとの費用です。
- \*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険以外での負担額

介護保険の給付対象とならないサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

1. 宿泊代 1泊 4,400円

2. 食事の提供に係る費用(食事代)は、自己負担になります。

利用者に提供する食事の材料費調理等にかかる費用とおやつ代等です。

料金 : 昼食1食あたり 750円

夕食1食あたり 650円

朝食1食あたり 500円

とろみ剤1日あたり200円

普通食で使用しない方には請求しません

3. 日常生活上必要となる諸費用実費(リネン交換代・おむつ代等)

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、個人的に利用者に負担いただくことが適当な費用です。

ただし、おむつ等の持ち込みをする場合は、それを優先して使用します。

①尿とりパット 大 50円 : 小 30円

②紙オムツ Mサイズ 110円 : Lサイズ130円

③紙パンツ Mサイズ 110円 : L~LLサイズ130円

④リネン交換代(尿失禁等みられ、交換した場合のみ)

1回につき 100円

⑤洗濯代 1回につき 100円

⑥口腔ケア用スポンジ 1本60円\*うがいができる方には

請求しません

4. 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

(3) 通常の事業の実施地域を越えて行う介護に要した送迎費は、次の額を徴収します。

① 片道10km以上15km未満 620円

② 片道15km以上 1,240円

(4) キャンセル料

キャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。食事だけでなく職員の配置等の問題もありますので、キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

(連絡先 電話 047-309-2382)

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	食事代の100%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	食事代の100%、実費

(5) 支払方法

①毎月、15日前後までに前月分の請求をいたしますので、26日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行引落とし又は振込みを原則とします。

銀行振込みの場合は、ご利用金額を下記に振込み願います。

京葉銀行 松戸支店 口座番号 普通 5412051  
口座名 有限会社ヘルスケアサービス

5. 当社の介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 事業所の看護師・介護職員等は、要介護者についてその居宅において（訪問サービス）又は当事業所において（通いサービス）若しくは短期間宿泊する（宿泊サービス）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
2. 上記は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにします。特に、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助を行います。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、市域の保健・医療・福祉サービスやとりわけ地域住民との綿密な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	毎月1回以上の研修を実施
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間変更の連絡..... 当日8時までに連絡をお願いします。
- ・時 間 変 更 ..... 前日夕方までをお願いします。
- ・体 調 確 認 ..... 当日朝の健康チェックをお願いします。
- ・体調不良・病気等によるサービスの中止・変更  
..... サービス開始時の24時間前は無料、12時間前は食事代のみ全額、それ以降は実費負担です。
- ・食事のキャンセル ..... 12時間以内まで可能です。
- ・所持品の持ち込み ..... 持ち物にはすべて記名いただきます。
- ・設備、器具の利用 ..... 無料
- ・金銭や貴重品の管理..... 自己所有の紛失等には、一切責任は負えません。必要なものの持参は、ご相談ください。
- ・宿泊の期間の目安 ..... 登録定員の全員の方が泊まれるよう、月5日間位までですが、ご相談に応じます。

\*下記のような場合は、居宅にお帰り頂く場合があります。 . . . . .

①健康管理で、体調が悪い際(発熱や血圧が高かったりするときなど)  
(37.5度以上の場合)

②体調を崩され、病院受診が必要な場合

③他の利用者に対し、生命、健康に重大な影響を与える行為、状態の場合

・上記の場合で必要なときはご家族・緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに医療機関に連絡等、必要な対応を致します。

## 6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、提供医療機関、救急隊、親族等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 7. 非常災害対策

- ・防災時の対応 . . . . . 全員緊急連絡対応
- ・防災設備 . . . . . 消火器5基・自動火災報知設備・誘導灯・避難用すべり台
- ・防災訓練 . . . . . 年2回
- ・防火管理者 . . . . . 小林 春代

## 8. 当社の概要

名称・法人種別 有限会社ヘルスケアサービス  
 代表者役職・氏名 代表取締役 三木 京子  
 本社所在地・電話番号 千葉県松戸市松戸1129-1  
 ニューパウリスタビル2F  
 TEL 047-362-2215

定款の目的のために定めた事業

- 1 身体障害者および高齢者に対する入浴・排泄・食事・移動・その他の介護と介護に関する指導
- 2 ベビーシッター業
- 3 民営職業紹介及び一般労働者派遣業
- 4 給食業及び給食管理業
- 5 損害保険の代理業
- 6 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 7 介護保険法に基づく訪問看護・通所介護・訪問入浴介護・訪問介護
- 8 介護保険法に基づく短期入所生活介護、痴呆対応型生活介護
- 9 介護保険法に基づく福祉用具貸与・販売
- 10 介護用品及び介護機器の販売
- 11 生命保険の募集に関する業務
- 12 介護保険法に基づく介護予防サービス事業(介護予防訪問看護・介護予防訪問介護・介護予防通所介護)

- 1 3 地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護
- 1 4 地域密着型介護予防サービスの介護予防小規模多機能型居宅介護
- 1 5 自立支援法に基づく居宅介護・行動援護・外出介護
- 1 6 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業
- 1 7 健康保険法に基づく訪問看護
- 1 8 総合事業における訪問介護・通所介護
- 1 9 事業所内保育業
- 2 0 公益を目的とする小規模保育業
- 2 1 公益を目的とする児童福祉法に規定する保育所
- 2 2 無認可保育所及び一時預かり、放課後保育事業
- 2 3 地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護
- 2 4 地域密着型介護予防サービスの介護予防看護小規模多機能型居宅介護
- 2 5 前号に附帯する一切の業務

営業所数等

居宅介護支援	2ヶ所
訪問介護	1ヶ所
通所介護	1ヶ所
介護予防訪問介護	1ヶ所
介護予防通所介護	1ヶ所
看護小規模多機能型居宅介護	1ヶ所
サービス付き高齢者住宅	1ヶ所
訪問看護ステーション	1ヶ所

令和 年 月 日

看護小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所名 有限会社ヘルスケアサービス  
明音色「ゆいまーる八ヶ崎」

説明者氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から看護小規模多機能型居宅介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者  
住 所

氏 名 印

(代理人)  
住 所

氏 名